

各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱

(令和4年12月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、予算の範囲内において各務原市新規就農者育成総合対策資金（以下「資金」という。）を交付することに関し、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国円滑化要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 資金の交付の対象となる者は、国要綱別記2第5の2（1）又は国円滑化要綱別記1第5の2（1）に規定するとおりとする。

(交付金額及び交付期間)

第3条 交付する資金の額及び交付期間は、国要綱別記2第5の2（2）又は国円滑化要綱別記1第5の2（2）に規定するとおりとする。

(青年等就農計画等の承認申請等)

第4条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等（国要綱別記2第5の2（1）エ又は国円滑化要綱別記1第5の2（1）エに規定する青年等就農計画等をいう。以下同じ。）を作成し、市長に承認の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、青年等就農計画等の内容について審査し、適当と認めたときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

(青年等就農計画等の変更申請等)

第5条 前条第2項の規定による承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りではない。

2 前条第2項の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(交付申請等)

第6条 第4条第2項の規定による承認を受けた者は、経営開始資金交付申請書（国

要綱別記 2 別紙様式第 19 号又は国円滑化要綱別記 1 別紙様式第 19 号) を市長に提出し、資金の交付を申請しなければならない。

2 交付申請の対象は、国要綱別記 2 第 6 の 2 (3) 又は国円滑化要綱別記 1 第 6 の 2 (3) に規定する申請の対象のとおりとする。

3 交付申請は 1 か月分から 1 年分までの間で市長が別に定める単位で行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から 1 年以内に行うものとする。

4 市長は、第 1 項の規定による申請の内容が適当であると認めたときは、当該申請をしたものに資金を交付し、新規就農者育成総合対策資金交付決定通知書(別記様式)により通知する。

(交付申請の内容の変更)

第 7 条 前条第 1 項の規定による申請を行った者は、第 5 条第 1 項の規定による青年等就農計画等の変更に伴い、当該申請の内容に変更が生じる場合は、市長に変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の内容が適当であると認めたときは、変更した内容に基づき資金を交付することができる。

(就農状況報告等)

第 8 条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、国要綱別記 2 第 6 の 2 (6) 又は国円滑化要綱別記 1 第 6 の 2 (6) に掲げる報告を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告等を受けた場合は、当該報告等の内容を確認するものとし、確認の方法については、国要綱別記 2 第 7 の 2 (5) 又は国円滑化要綱別記 1 第 7 の 2 (5) に規定するとおりとする。

(交付の停止)

第 9 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1) 国要綱別記 2 第 5 の 2 (1) 又は国円滑化要綱別記 1 第 5 の 2 (1) の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合

(4) 前条第 1 項の規定による報告等を定められた期間内に行わなかった場合

(5) 前条第 2 項の規定による確認により、適切な農業経営を行っていないと市長が

判断した場合

(6) 国要綱別記 2 第 5 の 2 (3) カ又は国円滑化要綱別記 1 第 5 の 2 (3) カの規定に該当する場合

(7) 国要綱別記 2 第 5 の 2 (3) キ又は国円滑化要綱別記 1 第 5 の 2 (3) キの規定に該当する場合

(交付の中止)

第 10 条 交付対象者は、資金の受給を中止しようとする場合は、市長に中止届（国要綱別記 2 別紙様式第 6 号又は国円滑化要綱別記 1 別紙様式第 6 号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する中止届の提出があった場合又は第 9 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。

(交付の休止等)

第 11 条 交付対象者が病気その他のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届（国要綱別記 2 別紙様式第 7 号又は国円滑化要綱別記 1 別紙様式第 7 号）を提出しなければならない。この場合において、休止期間は原則 1 年以内とする。

2 市長は、前項に規定する休止届の提出を受け、就農を休止することがやむを得ないと認める場合は、資金の交付を休止する。ただし、就農を休止することがやむを得ないと認めない場合は資金の交付を中止する。

3 前項の規定により資金の交付を休止された者が就農を再開する場合は、経営再開届（国要綱別記 2 別紙様式第 20 号又は国円滑化要綱別記 1 別紙様式第 20 号）を提出しなければならない。

4 市長は、前項に規定する経営再開届の提出を受け、適切に農業経営を行うことができることを認める場合は、資金の交付を再開する。

(資金の返還)

第 12 条 資金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第 1 号又は第 3 号に該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金

の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の額

（２）虚偽の申請等を行った場合 資金の全額

（３）資金の交付期間（農業経営の休止等により実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合（国要綱別記２第６の２（６）ウ又は国円滑化要綱別記１第６の２（６）ウの規定による手続きを行い、就農を中断した日から原則１年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合を除く。） 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額

（返還の免除）

第１３条 前条ただし書の規定に該当するとして、資金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（国要綱別記２別紙様式第１８号又は国円滑化要綱別記１別紙様式第１８号）を市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の規定による申請の内容がやむを得ない事情として妥当と認める場合は、資金の返還を免除することができる。

（その他）

第１４条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和５年１２月１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

各務原市長 印

新規就農者育成総合対策資金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新規就農者育成総合対策資金（経営開始資金）の交付については、下記のとおり決定したので、各務原市新規就農者育成総合対策資金交付要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

事 業 名 新規就農者育成総合対策事業

交付金の種類 新規就農者育成総合対策資金（経営開始資金）

交 付 決 定 額 円

交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日

（ 交 付 期 間 年 月 日～ 年 月 日）